

家庭用 G H P パ ッ ク 空 調 契 約

(選 択 約 款)

新発田地区・中条地区適用

2021 年 11 月 2 日 実施

新 発 田 ガ ス 株 式 会 社

家庭用GHPパック空調契約（新発田地区・中条地区適用）

1. 目的

この選択約款は、家庭用空調機器の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用GHPパック空調契約選択約款（新発田地区・中条地区）によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガスに係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1)「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2)「家庭用空調機器」とは、冷凍能力22.4KW（6.4USRT）以下の空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器およびガス吸収式の機器をいいます。
- (3)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4)「併用住宅」とは、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。ただし、併用

住宅であっても、居住部分の専用ガスメーターを設置した場合には専用住宅とみなすものとします。

- (5)「夏期」とは、7月使用分（6月検針日の翌日から7月検針日まで）から9月使用分（8月検針日の翌日から9月検針日まで）までの3か月間をいい、「その他期」とは、10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）から6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）までの9か月間をいいます。
- (6)「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」・・・基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。

4. 適用条件

- (1) この選択約款は、別に定めるガス小売り供給約款別表第1-1 供給区域（新発田地区）及び別表1-2 供給区域（中条地区）に適用します。
- (2) お客さまが、専用住宅または1 需要場所におけるメーター号数（ガス小売り供給約款12（7）の規定によりガスメーターを2 個以上設置しているお客さまについては、そのメーター号数の合計とします。）が10号以下の併用住宅で家庭空調機器を使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議の上、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新にガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売り供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款（小型空調契約、空調用夏期契約または家庭用温水暖房契約に限ります。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日またはガス小売り供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

- ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約またはガス小売り供給約款への変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含まず。）の料金を、ガス小売り供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金（消費税等相当額を含みます）」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、7月使用分（6月検針日の翌日から7月検針日まで）から9月使用分（8月検針日の翌日から9月検針日まで）までの期間については、別表の料金表1を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）から6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）までの期間については、別表の料金表2を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

（ガス小売り供給約款で定める別表第1-1供給区域）

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2の(2)のとおりといたします。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金＋0.077円×原料価格変動額÷100円×(1＋消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金－0.077円×原料価格変動額÷100円×(1＋消費税率)

（備 考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。
(2)(1)の基準平均原料単価、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準原料価格（トン当たり）

39,090円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表2の(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格＝トン当たりLNG平均価格×1.0299

(備考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 供給停止

当社は、お客さまが次に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。
この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②および③の場合には、供給を停止する日の5日前までに予告いたします。

- ① 支払期限日を経過してもなお料金の支払いがない場合
- ② 当社とその他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実が判明し、期日を定めて支払いを請求したにもかかわらず、なお期日までに支払いがない場合
- ③ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
- ④ 当社の係員の行う検針または検査もしくは作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
- ⑤ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑥ 使用者がガス小売り供給約款3（10）の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ⑦ ガス小売り供給約款41（5）および42（4）の規定に違反した場合
- ⑧ その他ガス小売り供給約款およびこの選択約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

10. 供給停止の解除

(1) 9の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の場合に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。

① 9①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合

② 9②の規定により供給を停止したときは、当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金で支払い期限日が到来したすべての料金を支払われた場合

③ 9③、④、⑤、⑥、⑦または⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

(2) 当社は、供給の再開は原則として8時30分から17時の間に速やかに行います。

11. その他

その他の事項については、ガス小売り供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

2021年11月2日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、別表第1-1 供給区域において、料金算定期間の末日が2021年11月2日から2021年11月30日に属する料金算定期間の早収料金は、この選択約款及びガス小売り供給約款の変更前の選択約款及びガス小売り供給約款に基づき算定いたします。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 適用区分

料金表 1 夏期に適用いたします。

料金表 2 夏期を除く期間に適用いたします。

2. 早収料金及び消費税相当額の算定方法

(ガス小売り供給約款別表第 1 - 1 供給区域の場合)

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は、8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3)早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

(ガス小売り供給約款別表第1－2供給区域の場合)

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2)早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切り捨て)

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 料金表1 (夏期(7月～9月))

(1) 基本料金

1 か月	ガス小売り供給約款別表 第1-1供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第1-2供給区域 (中条地区)
	2,750 円 (消費税等相当額を含みます)	2,750 円 (消費税等相当額を含みます)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	ガス小売り供給約款別表 第1-1供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第1-2供給区域 (中条地区)
	60.11 円 (消費税等相当額を含みます)	47.09 円 (消費税等相当額を含みます)

(3) 調整単位料金 (ガス小売り供給約款別表第1-1供給区域 新発田地区の場合)

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

4. 料金表 2 (その他期 (10月～6月))

(1) 基本料金

1 か月	ガス小売り供給約款別表 第 1-1 供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第 1-2 供給区域 (中条地区)
	2,750 円 (消費税等相当額を含みます)	2,750 円 (消費税等相当額を含みます)

(2) 基準単位料金

1 立方メートル につき	ガス小売り供給約款別表 第 1-1 供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第 1-2 供給区域 (中条地区)
	81.27 円 (消費税等相当額を含みます)	83.08 円 (消費税等相当額を含みます)

(3) 調整単位料金 (ガス小売り供給約款別表 1-1 供給区域 新発田地区の場合)

(2)の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。